

遊戯施設の安全対策に係る 調査研究等の取り組み

建築研究部 基準認証システム研究室 室長 深井 敦夫

(同) 環境・設備基準研究室 主任研究官 久保田 裕二

(キーワード) 遊戯施設、安全対策



1. 遊戯施設の安全対策に係る取り組みの経緯

遊戯施設は、建築基準法において準用工作物として位置づけられている。一方、昨年も事故が発生する等、運行管理も含めた安全性確保の取り組みは依然として重要である。

国土技術政策総合研究所においては、このような観点から、昨年2月に、大阪で先進的な遊園地において、安全管理担当者等を対象にしたシンポジウム及び保守点検現場の見学会を行う等の取り組みを行ってきた。

さらに平成23年度には、国土交通省建築基準整備促進事業において遊戯施設の安全対策に係る調査研究が進められている。

2. 米国等における規格基準の調査

この調査の中で、海外における拘束装置、乗車中に確保が必要な離隔距離等についての規格基準について調査を行うため、米国において開催されたIAAPA(国際遊園地・遊戯施設協会)国

際会議に参加するとともに、米国遊園地の実情調査を行った。

諸外国で主に参考にされているASTM、EN規格については、加速度を指標とした拘束装置の規定が設けられている。また、現場では、乗車前に自ら拘束装置を試すことができるような工夫や、運行担当者が、拘束装置が確実に装着されているかが視覚的にわかりやすい工夫が施されている例がみられた。また、離隔距離についても、拘束装置の形状の工夫によって外部に手足を出すことができないようにする等の措置が講じられている施設もみられた。

3. 今後の安全性向上の取り組み

今後、こうした情報を整理し、上記事業と連携して、遊園地事業者に提供する等の取り組みにより、さらに安全性が高められるよう、技術支援を行うことを検討しているところである。